

玄海原子力発電所3号機 第15回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
  - ・ 非常用電源設備
  - ・ 常用電源設備
  - ・ 補助ボイラー
  - ・ 火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体193体のうち、76体を新燃料に取り替えた。

また、原子炉へ装荷し使用していたMOX燃料36体のうち、当初に装荷した16体が、使用済燃料となった。

4. 今後の検査予定

総合負荷性能検査（12月下旬）

5. その他

全国の事業者で情報を共有し、保全活動向上に資するために、原子力安全推進協会の原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）に登録するものがあった。

- ・ 屋外に設置した仮設電源盤に接続している仮設ケーブルから、発火及び発煙を確認した。調査の結果、火災発生の原因は、仮設ケーブルに許容電流を超える電流が流れ、ケーブルが焼損したことによるものであった。

以 上